

# 愛国学園大学外国人留学生在籍管理要綱

## I 目的

外国人留学生は、修学を目的に来日して、高度な知識・技能を身につけ、多様な活躍の機会を得ることが期待されている。そこで、外国人留学生が本来の目的を達成するとともに、愛国学園大学が社会的使命を果たすため、よりきめ細やかな学生指導を行うことにより、適正な在籍管理に資することを目的とする。

## II 入学時における対応

### 1. ガイダンス

入学時のガイダンスにおいて、外国人留学生を対象としたガイダンス（「留学生ガイダンス」）を実施し、学内外における勉学及び生活に必要な指導助言を行う。

また、入学時の外国人留学生は、まだ日本語によるコミュニケーションが難しい面があることも考慮し、母国語によるスタッフを配置し通訳することについて配慮する。

ガイダンスの主な説明・指導項目は、次のとおりとする。

- ①学則等学内諸規程や遵守事項
- ②講義を受ける際の注意事項（出欠・試験・成績評価等）
- ③外国人留学生学修奨励費給付制度等奨学金制度
- ④学外における日常生活上の諸注意（交通ルール・ゴミ分別等の遵守）
- ⑤在留期間更新許可申請、資格外活動許可申請等在留管理制度に基づく届け出、国民健康保険加入等

### 2. 連絡先など必要事項の把握

外国人留学生に、住所、電話番号、E-mail アドレス、在留カード番号・在留有効期間、帰国時の連絡先、経費支弁者等を届け出させ、届け出事項に変更があった場合、必ず申し出るよう留学生ガイダンスにおいて指導する。

## III 在学中の在籍管理

### 1. 出欠管理（所在把握）の徹底

大学は、毎月1回、外国人留学生の所在を確認し、常に連絡が取れるものとし、1か月以上講義に出席しない学生を長期欠席者とし、次のとおり対応する。

- ①長期欠席の理由を把握した上で、講義への出席を指導する。
- ②面談等を行った際は、「クラス担任面談記録票」や「通信記録」を作成し、「クラス担任別担当学生ポートフォリオ」に保管し、組織として情報を共有する。

### 2. アルバイト状況の管理

資格外活動については、資格外活動許可を得ているか、在留カードで確認する。

- ①資格外活動については、アルバイト先の名称・住所・職種・業務内容・就業期間・

就業時間・時給等を把握する。

②資格外活動について、次の事項を指導する。

- ・授業時間帯に影響を及ぼすような深夜のアルバイトは避けること。
- ・風俗営業や風俗関連営業が営まれている事業所において就業することが認められていないこと。

## IV 除籍等について

### 1. 除籍

学則第 27 条において、①学納金の納付を怠り、督促しても納付しない者、②長期間にわたり行方不明の者などに該当する場合、除籍となることを、留学生ガイダンス及び個別指導等で周知徹底する。

### 2. 長期欠席者に対する対応

如何なる指導を行っても登校しなかったり、明らかに修学意欲を失っている長期欠席者は、除籍の対象とする。

### 3. 除籍者に対する帰国指導

除籍者は、「留学」の在留資格を喪失しているので、例え在留期間が残っていたとしても、速やかに帰国しなければならないことを配達証明等により文書で通知し、帰国便の航空券（予約確認票等）の提出を求め帰国の確認を行う。

### 4. 退学等

違法な資格外活動が認められた場合、学則第 48 条に基づく懲戒処分の対象とする。

### 5. 文部科学省等への報告

大学は、文部科学省の定めにより、前月中に除籍、退学又は所在不明となった外国人留学生について報告を行う。また、出入国在留管理庁の定めにより、受入れを終了した外国人留学生について報告を行う。

## V その他

就職等による在留資格の変更により在留が可能となった場合は、就職等の事実を証明する書類（雇用契約書等の写し）の提出を求め、大学として確実に進路を把握しておく。

### 附 則

本要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。